

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	25	担当課	循環型社会推進課
法令名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例	根拠条項	7-2	不利益処分の種類	不適正な土砂等の埋立て等に対する措置命令
(土砂基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)					
第7条 省略					
2 知事は、土砂等の埋立て等に土砂基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等がされ、又はされた場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の撤去その他の当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
3 省略					